

## 第2章 計画の理念と目標

### 1 基本理念

本計画は、「越前市環境基本条例」に掲げる5つの基本理念や越前市の特性及び社会情勢を踏まえて策定します。

《越前市環境基本条例に記載されている基本理念 抜粋》

- 1 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。
- 5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

### 2 目指す環境像

**水きらめき 緑そよぐ  
地球にやさしいまち 越前市**

私たちが生活する越前市は、清らかな水が流れる河川や緑あふれる山々が連なるなど、豊かな自然に恵まれています。また県内トップを誇る産業やコウノトリ呼び戻す農法米\*をはじめとする農作物など、本市は様々な分野で誇れる資源が数多くあります。

しかしながら、私たち人間がこれまでの発展の過程で環境へ与えてきた影響は、生態系\*の変化や、地球規模での気候変動\*などの形で表れてきており、本市も例外ではありません。

環境の恵みを将来にわたって受け継いでいくためには、環境への負荷を減らし、地球にやさしく持続可能な社会を目指していかなければなりません。

そこで、本市の特性や取り巻く環境の変化に対応するため、本市の目指す新たな環境像を上記のとおり定め、実現に向けて計画を推進します。

### 3 SDGsと環境基本計画

SDGsとは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略です。

地球上の誰一人として取り残さない社会の実現のため、令和12年までに国際社会が目指すべき目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsには、資源循環や気候変動対策など、環境に関連するゴールが数多く設定されており、それらは、社会、経済に関連するゴールの土台となっています。

また、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するには、市民、事業者、行政が連携・協力し、SDGsの趣旨を十分に理解した上で、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要となっています。

本計画で示す環境保全施策は、SDGsのゴールの達成や「誰一人取り残さない」社会の実現にもつながるものであり、今後は、SDGsと関連付けて進めることとします。



SDGs の17のゴール

資料:国連広報センター

## 4 計画の体系

ここでは、越前市の目指す環境像を実現するため、計画の柱となる5つの基本方針を示します。特に、5つの基本方針のうち、地球環境に関することについては、市全体で重点的に取り組む「重点項目」として定め取組みを推進します。



※1:SDGsと基本方針の関連性についての詳細は、資料編(資料-4)参照

※2:「共育」とは、様々な主体が対等な立場で学びあい、共に育み合うことを意味します。

## SDGsの17のゴールの紹介

| 目標                                                                                                              | 内容                                                                                         | 目標                                                                                                               | 内容                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <b>1</b> 貧困をなくそう              | <b>1. 貧困をなくそう</b><br>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。                                               |  <b>10</b> 人や国の不平等をなくそう         | <b>10. 人や国の不平等をなくそう</b><br>国内及び国家間の格差を是正する。                                                                 |
|  <b>2</b> 飢餓をゼロに               | <b>2. 飢餓をゼロに</b><br>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。                                 |  <b>11</b> 住み続けられるまちづくりを        | <b>11. 住み続けられるまちづくりを</b><br>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。                                                   |
|  <b>3</b> すべての人に健康と福祉を         | <b>3. すべての人に健康と福祉を</b><br>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。                                |  <b>12</b> つくる責任 つかう責任          | <b>12. つくる責任 つかう責任</b><br>持続可能な消費と生産のパターンを確保する。                                                             |
|  <b>4</b> 質の高い教育をみんなに         | <b>4. 質の高い教育をみんなに</b><br>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。                            |  <b>13</b> 気候変動に具体的な対策を        | <b>13. 気候変動に具体的な対策を</b><br>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。                                                       |
|  <b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう      | <b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b><br>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。                                 |  <b>14</b> 海の豊かさを守ろう          | <b>14. 海の豊かさを守ろう</b><br>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。                                                 |
|  <b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に      | <b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b><br>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。                                 |  <b>15</b> 陸の豊かさを守ろう          | <b>15. 陸の豊かさを守ろう</b><br>陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。           |
|  <b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに | <b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b><br>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。                 |  <b>16</b> 平和と公正をすべての人に       | <b>16. 平和と公正をすべての人に</b><br>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。 |
|  <b>8</b> 働きがいも経済成長も         | <b>8. 働きがいも経済成長も</b><br>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 |  <b>17</b> パートナリーシップで目標を達成しよう | <b>17. パートナリーシップで目標を達成しよう</b><br>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。                                  |
|  <b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう    | <b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b><br>強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。                 |                                                                                                                  |                                                                                                             |

資料：国連広報センター